

総務建設常任委員会

平成21年9月14日

午前9時30分開会

於大口町役場第1委員会室

1. 協議事項

1. 議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
2. 議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
3. 議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）
4. 議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
5. 議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
6. 議案第71号 普通財産の無償譲渡について

2. 出席委員は次のとおりである。（8名）

委員長	倉知敏美	副委員長	土田進
委員	田中一成	委員	柘植満
委員	酒井廣治	委員	齊木一三
委員	吉田正輝	委員	宇野昌康

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 委員会条例第17条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎧	副町長	森 進
建設部長兼 都市整備課長	近藤 定昭	総務部長兼 政策推進課長	近藤 則義
総務部参事兼 農業公園構想 推進室長	杉本 勝広	会計管理者	星野 健一
建設農政課長	鵜飼 嗣孝	都市整備課 主 幹	熊崎 哲也
行政課長	掛布 賢治	税務課長	河合 俊英
監査委員 事務局長	近藤 勝重	政策推進 課長補佐	社本 寛

5. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小島 幹久

議会事務局長 佐藤 幹広

(午前 9時30分 開会)

○委員長(倉知敏美君) それでは皆様、改めましておはようございます。

日中の日差しはかなり厳しいものもございますが、それでも朝晩本当に涼しくなってきました。きょうはそういった中で、総務建設常任委員会委員の皆様方には本当に御多用のところ御参集いただきましてありがとうございました。また、酒井町長さん、副町長さん初め関係職員の皆様方には本当に御出席をいただきまして感謝を申し上げます。

定刻より少し前ですが、ただいまから総務建設常任委員会を開きます。

当委員会に付託されました議案は6議案でございます。少数精鋭といいますか、どちらにしましても、本町にとりましては大変大切な議案でございます。どうぞ慎重に御審査していただきまして、的確なる判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

酒井町長。

○町長(酒井 鎧君) 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は、早朝より総務建設常任委員会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま委員長さんから報告がありましたように、今回上程しております、また9月8日の本会議において付託を受けられました8議案について審査をいただきます。大変重要な案件でありますので、慎重に御協議をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、ごあいさついたします。

○委員長(倉知敏美君) ありがとうございます。

それでは早速ですが、付託議案の審査に入りたいと思います。

本会議におきまして議案の説明は受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉知敏美君) 異議なしと認めまして、それでは、最初に議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてから審査に入ります。

何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉知敏美君) 意見もないようですので、議案第62号の採決に入ります。

それでは、議案第62号 大口町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(倉知敏美君) 全員賛成でございますので、議案第62号は可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、審査に入ります。何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉知敏美君) 特別御意見もないようでございますので、早速、採決に入ります。

議案第63号 大口町職員等の旅費に関する条例の一部改正につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(倉知敏美君) 全員賛成でございますので、議案第63号は可決すべきものと決めます。

それでは、続きまして議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第4号)(所管分)について質疑に入ります。どこが所管だという話でございますが、最近ちょっとややこしくなっていました。

所管分としましては、まず6、7ページの歳入としましては、款8.地方特例交付金、それから款18.繰越金、それから款19.諸収入のうちの総務費雑入、それが歳入の方の所管分でございます。

歳出は、款2.総務費の行政管理費、政策推進管理費、職員管理費、財政調整基金費、10ページ、11ページですね。それから16、17ページの款8.土木費、項5.住宅費と18、19ページの予備費、以上だそうでございますので、その所管分で何かございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 16ページ、17ページの土木費の県の緊急雇用創出事業基金事業補助金を使っている臨時職員を1名採用して、芝刈りや穴埋めではなくて、凶面のデジタル化などの仕事をやっていただくということですが、緊急経済対策としての緊急雇用施策をやってきましたけれども、これは半年を限度ということでまた今回もやられるんでしょうか。

○委員長(倉知敏美君) 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 16ページの款8.項1.土木管理費の臨時職員の雇用期間でございますが、御質問のとおり6ヵ月ということで雇用を計画いたしております。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 田中委員。

○委員(田中一成君) 町内の企業で、昨年末からことしにかけてまして派遣切りなどが大量に行われまして、私ども企業の門前等に行っているいろいろ宣伝などをやらせてもらいましたけれども、3月ぐらいにはほとんど整理がされて、一部の派遣社員も残っていましたが、また今、先月ぐらいから派遣社員の募集がされているんです、町内企業でも。その契約が3ヵ月なんです。それで相談があるんです。3ヵ月では、総選挙が終わって各党みんないいことを言ってくれたけれども、それはまだ実施段階に移ってなくて、3ヵ月でもしも契約が解除されたら失業保険の対象にもならん、果たしてそういうところに勤めてもいいもんだらうか、こういう相談なんです。ところが、自治体側が緊急雇

用対策としてやっている事業も、おおよそ半年を限度にして、いわゆる社会保険もなしでしょう。それはどうなっているんですか、社会保険は。

○委員長（倉知敏美君） 建設農政課長。

○建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 今回土木の方で行います事業につきましては、1日8時間働いていただきますので、社会保険には入っていただきます。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） そうすると、その社会保険も対象になって、6ヵ月働けば失業保険の対象になるの。今までもそういうことでやってきたし、今度の予算もそういうことだというふうに理解すればいいですか。

○委員長（倉知敏美君） 建設農政課長。

○建設農政課長（鶴飼嗣孝君） 今回の緊急雇用のうち、土木に関するものにつきましてはそれに該当にします。あとほかのものについては、ちょっとこちらで確認できませんけれども。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 今までの緊急雇用ではどうだったんでしょうか。

○委員長（倉知敏美君） 総務部長。

○総務部長兼政策推進課長（近藤則義君） ほかに、地域振興課でも今回計上させていただいていますが、該当します。

（挙手する者あり）

○委員長（倉知敏美君） 田中委員。

○委員（田中一成君） 該当していないものも多分あるんじゃないかと思って心配しておりますが、先ほど述べましたように、6ヵ月間にも満たずに社会保険や雇用保険の対象にもせずに、自治体が緊急雇用と称して途中で契約解除するというようなことでほうり出しますと、それはまた大変なことを招くと。働いている皆さんを招くということで、自治体はそういうことを避けるべきだと。自治体によるリストラによって、また路頭に迷うというようなことがないような緊急雇用対策にしなければならぬということが指摘されていますので、今までのことは別にして、今後はそういうことにも十分留意をしてやっていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（倉知敏美君） 副町長。

○副町長（森 進君） この委員会の所管ではありませんけれども、文教福祉の所管の事業になるんですけども、同じように財源として愛知県の緊急雇用創出事業基金、事業の補助を受けてやる親子たけのこ自然教室竹林整備委託料というのが今回予算計上させていただいておりますが、これはさき

の委員会では11月から3月まで、要するに5ヵ月の雇用ということで予算計上させていただいております。ですから今、建設農政課長あるいは総務部長がお答えをした6ヵ月、今回の補正の中で6ヵ月に満たないものとしてはこれがございませう。そのときの担当の部長の回答としましては、仕事を持って収入を得ていただくのがまず第一だというようなことで御理解がいただきたいということで御回答を申し上げておりますので、ちょっと御報告だけさせていただきます。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 田中委員。

○委員(田中一成君) だとしたら、また失業保険の対象にならない人が生まれるわけですので、それは当初予算に組むなり、また補正を組むなりして、もう1ヵ月雇用を確保してあげれば失業保険の対象になるわけですので、そこら辺は、せつかく雇用対策ということで自治体が補助金をもらってやる事業が、契約期間が切れたら失業保険の対象にもならないような労働者をまた再生産するようなことは私はいかがなものかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長(倉知敏美君) 答弁よろしいですか。

○委員(田中一成君) 検討してくださいという要望です。

○委員長(倉知敏美君) そういう要望でございますので、よろしく願いいたします。

そのほか、よろしいでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 宇野委員。

○委員(宇野昌康君) 今、田中委員の質問された下の住宅費、修繕料の追加、大した金額ではありませんが、ちょっと内容だけ教えていただきたいと思っております。

○委員長(倉知敏美君) 建設部長。

○建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 宇野委員から住宅の修繕内容について質問されました。

内容といたしましては、植松住宅の方での床修繕、それから小口住宅の方で7月31日で退出されました方の部屋を新しく貸し出すための全面的な改修工事、それからあと一般的に個々の修繕をある程度の見込みましての数字でございます。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 宇野委員。

○委員(宇野昌康君) 植松住宅の方は完璧に修繕等々はこれでできるわけ。完璧というわけにいかんだろうなあ。それと、入居者はどんな調子ですか。

○委員長(倉知敏美君) 建設部長。

○建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 植松住宅は御案内のとおり昭和43年、44年当時につくられて、耐用年数的にも平成二十五、六年という話になってきまして、これを完全に直すということとはな

かなか到底無理な話で、維持管理をしていくというのか、そういう壊れたところについて修繕していくというような中で守りさせていただいているという形になると思うんですけれども、植松につきましては今一つ大きいところがあいておりまして、あとについては入居、18ありましてそのうち17世帯入っているという形になっております。以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 宇野委員。

○委員(宇野昌康君) ちょっと勉強不足かもわからんけど、耐震とかそういうものはすべて完了して見えるの。

○委員長(倉知敏美君) 建設部長。

○建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 耐震につきましては、昭和43年、44年なんですけれども、御案内とおありあそこは箱型になっておりまして、あれは結構耐震性というか、免震性があるといえますか、それに関しましてはクリアしております、すべて。ですから、小口住宅の4階建てでも当然耐震をクリアしておりますので、一応町営住宅につきましては全戸耐震はオーケーという形になっております。

○委員長(倉知敏美君) そのほか何かございませんでしょうか。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 齊木委員。

○委員(齊木一三君) 今の宇野委員さんの関連でまた同じような質問ですけれども、住宅の修繕ということで、少ない金額ですけれども、今修繕のいろんな箇所を聞いたんですけれども、こういう修繕になってきますと、今大口でも小規模な業者さんとかコミュニティー・ワークセンター、それぞれの職業を持った人が登録されているというような話も聞いておったんですけれども、そういうところで工事をやっていただくというような考えというか、そういう方針というのは今のところはないですか。

○委員長(倉知敏美君) 建設部長。

○建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 修繕に限りましては、その個々の対応がトータル的にやっけてしまいますので、一般的なところへ頼んでしまうという形になります。例えばふる場だけとか、何かの形になればそういう対応もできますけれども、全般的に、さっき言いましたようにそこからすべて一括に直すというような形になりますと、大きいところといたしますか、町内の指定業者の方をお願いしているという現状です。ですから、その修繕箇所によっては対応しているというような言い方になると思いますけど、以上です。

(挙手する者あり)

○委員長(倉知敏美君) 齊木委員。

○委員（齊木一三君） 修繕という、いろんな形でいろんな職種が出てくるわけですけど、やる範囲として工事金額がかなり小さいもので、それなりに個々で技術を持った人を入れてもらうと対応ができるんじゃないかと思うんですけども、そういう方がみえるもので、極力そういう方を登用していただくというか、一括で業者に渡せば、それは役所としても簡単だし、責任も向こうに負わせておけばそれでいいという感じになるんですけども、制度として小規模だとか、今のコミュニティー・ワークセンターでも、いろんな昔培った技術を持った人が見えるもので、できるだけそういうところを利用するというのか、使っていただくと本当にありがたいなと、こういうふうに思っていますので、一度またそういう方面を調べていただいて、できる範囲はそういうところをお願いをされたらと思いますので、それだけお願いしておきます。

○委員長（倉知敏美君） そのほか、よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（倉知敏美君） ほかにないようでございますので、採決に移りたいと思います。

議案第64号 平成21年度大口町一般会計補正予算（第4号）（所管分）につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成でございますので、議案第64号は可決すべきものと決しました。

続きまして、次の議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の方に移りたいと思います。

何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） ないようでございますので、採決の方に入ります。

議案第69号 平成21年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に、賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○委員長（倉知敏美君） 全員賛成でございますので、議案第69号は可決すべきものと決しました。

それでは、その次の議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてに移ります。

何か質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（倉知敏美君） 何もないようですので、採決の方に移ります。

議案第70号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(倉知敏美君) 全員賛成でございますので、議案第70号は可決すべきものと決しました。
それでは、最後に議案第71号 普通財産の無償譲渡につきまして、質疑に入ります。
ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉知敏美君) 特別ないようでございますので、採決の方に移ります。
議案第71号に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(倉知敏美君) 全員賛成でございますので、議案第71号は可決すべきものと決しました。
以上で当委員会に付託されました議案の審査はすべて終わりました。
その他として何かございますでしょうか。委員の皆さん、よかったですか。

(「特にございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(倉知敏美君) ほかに何も御意見もないようでございますので、これをもちまして本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。本当に委員の皆様には慎重に御審査をいただきまして、的確な御判断いろいろとありがとうございました。また、町長さん、副町長さん初め職員の皆様には大変お疲れさまでございました。心からお礼を申し上げたいと思います。

最後に、大変僭越でございますが、政権が交代しまして、これからの行政、何かと大変かなと思っておりますが、基本的には大口町民のためがその底には必ずあるはずでございます。そんなことを思いながら、これからもせいぜい精進していただきたい。大変えらそうなことを申し上げて申しわけありませんが、そんなことをお願い申し上げまして、終わりのごあいさつにさせていただきます。

酒井町長。

○町長(酒井 鎧君) 大変長時間にわたりまして慎重に御審査をいただき、ありがとうございました。また、最後にごあいさつがありました。これから大きく変わっていく社会に対して、私ども行政に携わる者として一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。格別の議員の皆様方の御支援、御協力のほどよろしくお願いを申し上げ、お礼のごあいさつといたします。

○委員長(倉知敏美君) ありがとうございました。

それでは、お疲れさまでございました。

(午前 9時55分 閉会)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

総務建設常任委員会

委員長

倉知敏美